

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第9回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

平成17年11月7日（月）午前10時

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

3 出席者

（委員長）鈴木茂嗣

（委員）大山隆司，河内鏡太郎，中尾 巧，水野武夫

（庶務）曾根大阪高裁総務課長，竹口大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）小野大阪高裁事務局長

4 議題

（1）委員長代理の指名

（2）第18回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について

（3）収集した情報の取りまとめについて

（4）日程その他

5 議事

（1）委員長代理の指名

委員長から，委員長代理として大山委員が指名された。

（2）第18回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について

○ 庶務（曾根大阪高裁総務課長）から，第18回下級裁判所裁判官指名諮問委員会における協議結果について報告があった。

（3）収集した情報の取りまとめについて

ア 弁護士任官候補者の収集情報

収集情報の取りまとめについて協議され，その結果に基づき，情報を中央の委員会に送付することとされた。

また，一部の情報について，記載内容の補充を依頼し，これに基づき提供のあった情報については，地域委員会委員長及び地域委員会委員長代理が内容を検討して送付の要否を決定することとし，内容に問題がある場合には各委員に諮ることとされた。

イ 判事の再任等候補者の収集情報

○ 庶務から、大阪地域委員会の依頼に基づき地域委員会に直接提出された情報及び近畿弁護士会連合会を経由して提出された情報について報告があった。

○ 提出された情報について以下のとおり検討された。

(ア) 直接地域委員会に提出された情報について

収集情報の取りまとめについて協議され、その結果に基づき、情報を中央の委員会に送付することとされた。

(イ) 近畿弁護士会連合会（以下「近弁連」という。）を経由して提出された情報について

a 具体的事例について

近弁連を経由して提出された具体的事例の情報の取扱いについて、次のとおり審議された。

- ・ そもそも、地域委員会から弁護士会に情報収集の周知依頼をする際に、「弁護士会が各弁護士から情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供するように周知していただきたい。」との中央の委員会の考え方を明記しているにもかかわらず、近弁連が取りまとめた情報が提出されているということは、ルールに則った情報の取扱いがされていないという点で問題がある。また、有力な権力集団である弁護士会が裁判官の人事情報にかかわることは、司法権の独立及び裁判権行使に影響を与えるおそれがあるという観点からも問題があると思われる。これまでは、情報が出された以上、まあいいだろうということで、中央の委員会に送付されており、結果論としてはやむを得ないかもしれないが、あいまいなままにしておいてはいけなところだと思う。地域委員会としてはきちんと議論する必要がある。
- ・ 各弁護士から直接情報を提出するようにするのがよいというのはそのとおりであるが、裁判官に関するアンケートは、弁護士会として、この制度ができる前から行っていることであり、弁護士会の方が出しやすいという意識が残っていると思われる。また、弁護士がマイナスの意見を直接裁判所に提出するには勇気がいる。事件が不利に扱われるのではないかなどと考えてしまう。従前からの経緯があって、弁護士会が情報を取りまとめており、現実には、弁護士会が呼び掛けないと情報がなかなか集まらない状況であるので、引き続きやっているのが実情である。

寄せられた情報の中身について弁護士会が操作することが許されないのは当然のことであるし、実際にもそのようなことはしていない。集まったものをそのまま裁判所に提出するだけのことについて、そう目くじらを立てる必要はないのではないか。

また、弁護士会が情報を取りまとめるのは相当ではないので、各弁護士から直接地域委員会に情報を提出するように周知されたいという中央の委員会からの要請に、弁護士会は従ってもらいたいという意見は理解できるが、この要請は、決して弁護士会を拘束するものではない。中央の委員会からの要請とは異なる方法で提出された情報をどのように取り扱うかは、地域委員会で判断すればよいことであり、私は中央の委員会に送るべきだと思う。

- ・ 結論的には、地域委員会で判断することであることは間違いないが、拘束力がないからと言って、決められたルールを守らなくてもよいというのはおかしい。
- ・ 当委員会では、これまでもルールに反しているということを付記した上で、やむを得ず事実上中央の委員会に送付してきたに過ぎない。
- ・ 中央の委員会から示されたルールに則る必要があり、そのルールから外れるものは手続に乗せないという考え方が筋論なのではないか。弁護士会において内容を操作しないと言っても、そのおそれがあるかどうかは問題なので、このルールが作られていると思う。ルール違反の情報は送るべきではないと思う。そもそも、その情報を受け取ること自体にやや問題があったと思う。提出があった際に、ルールに則らない情報の提出であるため、受領することができないという明確な意思表示をすべきであると考ええる。そして、受領したとしても、「手続に違反したものであるので、お返しします。個々の弁護士から直接地域委員会に提出するように指示してください。」と申し添えて、返還すべきではないか。
- ・ 中央の委員会からは直接地域委員会に提出するよう要請がされているが、弁護士会が取りまとめたものは一切受け付けるなどまでは言っていない。弁護士会を経由して提出された情報は、一切受け付けてはいけない、中央の委員会に送付してはいけない、などとはっきりと指示されているのであれば、それに従うべきであるが、今のところはそこまで徹底されていない。よって、送付しないという選

択肢は採るべきではない。

- 今の意見は、ルール違反にもかかわらず、弁護士会が取りまとめた情報を当然中央の委員会に送るべきだ、と言われている印象を受ける。遵守すべきだということで取り決められ、示されたルールであるにもかかわらず、強く言われていないから守る必要はないというのは、おかしい。
- 弁護士会は弁護士会としていろんな行動をしており、中央の委員会が要請するものと違う形での情報提供もありうることであり、違う方法で情報収集されることが許されないということはないと思う。当委員会としては、中央の委員会の要請に応じて、直接地域委員会に情報を送付するように周知されたい旨付記して、情報提供の依頼をしたが、近弁連がそれに従わなかったということである。情報が提出されたのは事実であり、近弁連がまとめたものだから送らないというのは妥当ではないのではないか。
- 現実的に、送付しないとは言っていない。一旦、弁護士会に返還して本人から提出させるようにするのが筋論ではあるものの、一旦返すことが時間的には難しいので、結果的に、中央の委員会に送付することとなるかもしれないが、今後も同じような形で情報が提出される可能性があるので、これを問題ないと認めることは、いかななものかと思う。
- 今の段階で、もう一度、各弁護士から提出し直すように求めるということは時間的にできない。そこで、従来どおり弁護士会経由であることを付記して中央の委員会に送付するというのが一つの方法であろうが、もう一つの方法として、近弁連から送付された情報は、地域委員会として内容を吟味する必要のないルール違反の提出情報であるとの考えから、受け取ったものの内容をチェックすることなく、一つの封筒に封入してそのまま送付し、中央の委員会の判断に委ねるという方法も考えられるのではないか。
- 従前同様の方法で、中央の委員会に送付するのが現実的な対応だと思うが、弁護士会の協力がないと集まらないというシステム自体を議論すべきではないか。
- 弁護士は、担当事件で、裁判官に問題があると思っても、何日か経つと忘れてしまう。大規模庁になると、その後、二度と同じ裁判官に当たらないケースが多い。そのため、一時的に腹が立っても怒

りが消えてしまい、情報を蓄積して意見を提出するという意識がこれまで少なかった。その点では、これから弁護士がそういう意識を持たなければいけないと思う。

協議の結果、弁護士会等を経由して情報が寄せられることは相当ではないので、内容を吟味することなく封筒ごと中央の委員会に送付するという方法も考えられるが、今回は、従前どおり、近弁連を経由して提出された情報であることを付記し、協議の結果に基づき、情報を中央の委員会に送付することとされた。

b 5段階評価式のアンケートについて

委員の中から、「一つの資料として、中央の委員会に送ってもいいのではないか。」という意見が出されたが、従前どおり、送付する必要はないとの意見が多数であった。

協議の結果、5段階評価式アンケートについては、中央の委員会に送付しないこととされた。

(4) 日程その他

次回の地域委員会は、平成18年10月採用の弁護士任官候補者の任命に関する審議となる予定であり、その期日については、追って庶務から連絡することとされた。